

許にも見え候。惣て嶋十四五も御座候。

一、十二三里廻りの嶋二つ、十四五里廻りの島一つ、十七八里の嶋一つ有之、其嶋々に有之木、蘇鐵・櫻欄・柏木・くさ木・桑木・磯とくらの木・やしほの木右何れも大き成木ども有之、其外びろうじの木の様成も見え申候。

一、此度切て參候は櫻欄に似申候。此木の類、本口にて一かへ許にて、長さ二三十尋も有之様に覺申候。其内に小き木を廻り一尺四五寸、長さ一丈餘に切り參候。

一、右十七八里廻りの嶋に、一二町四方の平地有之、此所にあし多く相見え候。草は篠の如くにて長く細く候。八丈嶋にては食物に仕候。

一、右島の山々谷々より水の流多く有之候。岩海石も多く候。朱の色いたし候石有之、打割て見候へ共中迄赤く候。是には大石は無之候。

一、右島海邊に鯛・伊勢鯉多寄申候。鳥も多く居申候。四足にて雁・鷺の如にして少し大きにて、首は短く赤き鳥居多に御座候。谷水の流に龜多く居候。三尺・四尺四方許の龜は如何程も見え候。獸の類は見え不申候。

右寛文十年六月中旬に紀州より言上に付、船頭藤代村長兵衛を江戸へ召寄、七月中旬老中直に御聞候。右の木材木屋共へ爲見候へども不存候。唐木屋の内に申候は、檳椰子の丸木如此ものの由申候。

一、嚴有公の埋葬

嚴有公薨御の時、五月十四日東叡山御本坊へ殯し、七五三御膳を供す。十日に御蓋棺内は朱と石灰を以て納む。御近習の衆中勤之。御墓中石槨を設け、其圍は水晶の如き白石を用ゆ。奥州津輕より來る。是夜平生御好御意に應じ候屏風・硯宮又は御自筆の類、大奥石垣の際にして焼之。然れども殘る物も有之候。御棺高さ六尺五寸、長さ九尺、幅七尺、底に黄金七十枚を二重に敷之。御壙中へ納る品如左。

衛府太刀來國俊。御裝束下了戒。御腰刀延壽。

御脇指青江。御短刀倫光 四書一部 唐本見録載之。

一、信州板木山の奇獸

天和三年六月四日、越後高田御目付佐久間宇右衛門注進狀。信州板木山にて頃日奇しき獸出で、人を喰ひ候。其様子は百姓父子三人連にて畑へ出有之、子供へ其父申候は、歸て食

を給候様に申候に付、一所に可罷歸と申候所へ、少しも隙を惜み先づ歸り候へとて父は殘居候。兩子は立歸り食事したくめ候得共、父不歸候に付又本の所へ參候へば、大獸彼父を喰殺し有之に付、甚驚き立歸り村中の者へ告て大勢を催し、鐵炮・鎗等持て其所へ至候。子供は無念に存じ近寄候所、即兩人共に喰之、飛廻候事四五間・七八間にも及候。

百姓ども鐵炮にて打候といへども中々不置候に付、大筒を持來り四方より取圍打候。其内左の眼に中り、少しひるみ候内に又喉吭に中り候て弱り候故、入替々々終に打殺候。面は馬の様に長六尺、眼のきれたる幅三寸、足三尺虎の足に似候。尾長二尺有之候。此所元は松平越後守舊領にて、當分御藏入に候。宇右衛門即其所へ至り、いまだ奥山にかけ様の類有之やと大勢を率し分入候所、狐狸の外珍敷物は無之、深山に入て大き成穴二つ有之。其先途難知、其穴へ入者なし。入て見届候様に申候得共、百姓共も恐れ辭退仕候。

仍之鐵炮打込見申候得共、別事無之候由。於江戸諸人察存候は、狒々たるべきかと。同月十二日彼奇獸取寄候様に被仰渡、肉を去り頭を付、皮を差越候様に國領半兵衛に申遣候

て差越候。御城中并江戸中にも彼繪圖を以て露顯す。然所に此後上覽無益の旨御沙汰にて、其所へ被捨置候。石熊と云ものよし云者有之候。

一、徳川吉宗紀州にての裁判

當主紀州に被成御座候節御亭有之、其内に常に附居候御道具有之、蒔繪の椀有之、預りの役人候て持運候ものは、御領内百姓より夫々出候もの共取扱候。或時家具の内壹つ見え不申候。段々役人逐吟味候所、右人夫の内取隠し候儀相知れ禁牢申付、其趣言上候處、禁牢の儀御意得難被成候。罪に當り候ものとは不忠召候。如何存じ候やと被仰出候故、御家老等遮て禁牢申付候事、不應御意候儀と申罷在候處、被仰出候は、此者元來百姓に候へば、か様の蒔繪有之椀等終に見申間敷候。夥多有之物故壹つ取候て一盃給候はんと存じ、若し知れ候は、其時出し可申と心得、取申ものにて可有之候。欲にて取隠し申にては無之筋に候。然るを賊と名付候。よくくゝ以來の儀申聞、出牢いたさせ可宜旨被仰出候。

外海立釣話

一、微妙公の家來待遇法